第１号様式

　　　　令和　　年　　月　　日

船橋市長　あて

|  |  |
| --- | --- |
| 申請者 | 住　　所  氏　　名  電話番号  使用者との関係（　　　　　　　　　） |

船橋市電話de詐欺防止装置貸与申請書

船橋市電話de詐欺防止装置貸与要綱第５条第１項の規定により、電話de詐欺防止装置の貸与を申請します。

なお、申請に当たっては裏面の誓約事項に同意します。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| □申請者に同じ  使用者 |  |  | | |
| 生年月日  ※西暦 | 年　　月　　日生 | 年齢 | （　　　歳） |
| 住所 | 〒  船橋市 | | |
| 連絡先  （装置設置予定番号） | （　　　　　　）　　　　　　－ | | |
| 緊急時連絡先 | 続柄 |  | | |
|  |  | | |
| 住所 | 〒 | | |
| 連絡先 | （　　　　　　）　　　　　　－ | | |

---------------------------------以下担当処理欄---------------------------------

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 貸与機器 |  | 本人確認書類 | □健康保険証　□運転免許証  □その他（　　　　　　　　） |

（裏面）

船橋市電話de詐欺防止装置貸与に関する誓約事項

１　船橋市から貸与を受けた電話de詐欺防止装置（以下「装置」という。）は、取扱説明書に沿って適切に使用します。

　２　装置は、市の承諾を得ることなく処分しません。

　３　装置は、電話de詐欺等を防止するために使用し、その他の目的に使用しません。

　４　装置は、転貸、売却又は譲渡しません。

　５　装置は、市の区域以外で使用しません。

　６　装置の貸与期間中に、転出その他の理由により貸与対象でなくなったときは、装置を返却します。

　７　不要となったときは、装置を返却します。

　８　私が虚偽の申請その他の不正な行為により装置の貸与を受け、装置の返却を命じられたときは、その求めに応じ、装置を返却します。

　９　装置によって発生した事故及び損害の一切の責任は私が負います。